

相続税の申告書作成時の誤りやすい事例

平成 27 年 1 月 1 日以後に開始した相続等から相続税の基礎控除額が大きく引き下げられました。そのため、相続税の課税対象となった被相続人数は平成 27 年で約 17,000 人、平成 26 年の約 9,600 人と比較すると約 7,000 人増加していることとなります。

そこで、国税庁のホームページでは、相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集（平成 28 年分用）を公表し、注意を喚起していますので、そのうちの一部の事例について紹介します。

事例 1. 私は、父の死亡に伴い、父の自宅の金庫を確認したところ、父名義の預金通帳のほか、私名義の定期預金証書を見つけました。この定期預金は、父の収入から預け入れたものであり、父が管理・運用をしていました。また、私は過去にこの定期預金について、贈与を受けたことはありません。

【誤】 第 11 表には被相続人である父名義の財産だけを記入すればよいと考え、私名義の定期預金は記入しませんでした。

【正】 名義にかかわらず、被相続人（父）が資金を拠出しているなど、被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。あなた名義の定期預金が被相続人の財産と認められるときには、第 11 表に記入することとなります。

事例 2. 私は、夫の死亡後、夫が生前に支給を受ける予定であった国民年金（未支給年金）を請求し、国民年金を受け取りました。

【誤】 夫が生前に支給を受ける予定であった国民年金は、夫の相続財産であると考え、未支給年金として第 11 表に記入しました。

【正】 未支給年金については、被相続人の遺族が、未支給年金を自己の固有の権利（その者の権利）として請求するものであり、被相続人の死亡に係る相続税の課税対象にはなりませんので、第 11 表には記入しません。なお、遺族が支給を受けた未支給年金は、支給を受けた者の一時所得（所得税）に該当します。

事例 3. 父は、亡くなる 1 年前にお墓を 350 万円で購入していました。なお、お墓の購入に当たっては〇〇銀行からの借入れにより代金を支払っており、相続開始日現在で 220 万円の借入金残高があります。

【誤】 第 13 表に相続開始日現在の借入金残高 220 万円を記入しました。

【正】 生前に被相続人が購入したお墓の借入金など相続税の非課税財産に関する債務は、相続税の計算上、債務として差し引くことができません。したがって第 13 表には記入しません。

事例 4. 私は、夫の死亡に伴い、夫の財産（土地・建物）を相続しました。なお、夫の死亡後、夫が亡くなった年の固定資産税と住民税の納税通知書の送付がありました。

【誤】 相続開始日（平成 28 年 3 月）には、固定資産税と住民税の納税通知書が送付されていませんでしたので、債務控除の対象となる債務には該当しないと考え、第 13 表には記入しませんでした。

【正】 固定資産税と住民税の納税義務は既に成立しているため、相続開始日に納税通知書が送付されていない場合であっても、被相続人（夫）が亡くなった年分の未納となっている固定資産税や住民税は債務控除の対象となる債務に該当しますので、第 13 表に記入します。

（注）被相続人の所得税の準確定申告で納付することとなる所得税も債務控除できます。

事例 5. 私は、父の死亡に伴い財産を相続しましたが、父が亡くなる前年に 200 万円、前々年に 100 万円の現金の贈与を父から受けていました。なお、前年に贈与を受けた 200 万円については、贈与税の申告をしています。

【誤】 父が亡くなる前年に贈与を受けた現金 200 万円を第 14 表に記入しました。なお、前々年に贈与を受けた現金 100 万円は、贈与税の基礎控除（110 万円）以下で贈与税の申告が不要だったので、第 14 表に記入しませんでした。

【正】 贈与税の基礎控除額以下の贈与であっても、被相続人（父）が亡くなる前 3 年以内に財産の贈与を受けている場合には、第 14 表に記入します。

（注）贈与税が非課税となる財産については、記入する必要はありません。